

令和５年度における環境物品等の調達実績の概要

令和６年５月２１日

独立行政法人国立印刷局

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号。以下「グリーン購入法」という。）第８条第１項の規定に基づき、令和５年度における独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）の環境物品等の調達実績の概要を次のとおり公表します。

１ 令和５年度の調達方針の策定等

令和５年度においては、令和５年３月１７日付け国立印刷局における「令和５年度環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）」を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

２ 特定調達品目の調達状況

(1) 令和５年度特定調達品目調達実績取りまとめ表（別紙１）

調達方針において、特定調達品目（重点的に調達を推進すべき環境物品等）の調達目標を１００％としており、令和５年度に調達を実施した品目については、目標を達成しました。なお、製造事業に係る材料等については、一律の調達が困難な場合があったことから、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めました。

(2) 令和５年度特定調達品目（公共工事）調達実績概要（別紙２）

国立印刷局における工事は、公共工事には該当しません。なお、令和５年度に実施した工事について、調達方針に規定された判断の基準を満たすものを使用する等、環境負荷低減に配慮しました。

３ 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たり、文具類等について、エコマークなどの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努めました。なお、製造事業に係る材料等については、一律の調達が困難な場合があったことから、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めました。

４ その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

各調達担当者等は、物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、工事の請負事業者等に対して、事業者自らも環境に配慮するよう働き掛けました。また、調達された物品については、長期使用、適正使用、分別廃棄などに留意し、環境負荷の低減に努めました。

５ 令和５年度調達実績に関する評価

令和５年度の調達については、調達方針に定めた目標を達成しました。令和６年度以降の調達においても、引き続き、グリーン購入法に係る環境物品等の調達を推進します。